

平成20年第2回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成20年6月20日（金曜日） 午前10時30分開議

- 第 1 議案第 2号 中頓別町ふるさと応援寄附条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 第 2 議案第 5号 平成20年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 3 議案第 6号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 4 議案第 7号 平成20年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算
- 第 5 議案第 8号 平成20年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第 6 議案第 9号 平成20年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第 7 発議第 1号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書（案）
- 第 8 発議第 2号 郵政民営化見直しを求める意見書（案）
- 第 9 発議第 3号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）
- 第10 発議第 4号 実情に見合ったへき地指定基準の見直し・改善を求める意見書（案）
- 第11 発議第 5号 後期高齢者医療制度の抜本の見直しを求める意見書（案）
- 第12 閉会中の継続調査について
- 第13 教育長のあり方等に関する調査を依頼する件

○出席議員（8名）

1番 西原 央 騎 君	2番 本 多 夕紀江 君
3番 東海林 繁 幸 君	4番 村 山 義 明 君
5番 星 川 三喜男 君	6番 柳 澤 雅 宏 君
7番 藤 田 首 健 君	8番 石 神 忠 信 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野 邑 智 雄 君
教 育 長	福 家 義 憲 君
総 務 課 長	米 屋 彰 一 君
総 務 課 参 事	遠 藤 義 一 君
総 務 課 主 幹	神 成 和 弘 君

まちづくり	小林 生吉 君
推進課長	
産業建設課参事	中原 直樹 君
保健福祉課長	奥村 文男 君
保健福祉課参事	竹内 義博 君
教育委員会主幹	藤井 富子 君
会計管理者	高井 秀一 君
国保病院事務長	青木 彰 君
南宗谷消防組合	
中頓別支署長	鳥田 博 君
こども館館長	平中 静江 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	和田 行雄 君
議会事務局書記	田辺 めぐみ 君

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 付託しておりました委員会の条例の審査が終了しましたので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時30分）

◎議案第2号

○議長（石神忠信君） 日程第1、議案第2号 中頓別町ふるさと応援寄附条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）を議題とします。

本件につきまして、いきいきふるさと常任委員長の報告を求めます。

柳澤さん。

○いきいきふるさと常任委員長（柳澤雅宏君） 平成20年6月20日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、柳澤雅宏。

いきいきふるさと常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件番号1、議案第2号 中頓別町ふるさと応援寄附条例の制定について（平成20年6月19日第2回中頓別町議会定例会付託事件）、審査の結果、原案可決。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） それでは、報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

本件に対する委員長報告は原案可決です。

議案第2号について委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第2、議案第5号 平成20年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第5号 平成20年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 議案第5号 平成20年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明いたします。

平成20年度中頓別町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,391万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,463万5,000円とするものです。

第2条は地方債の補正で、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものです。

3ページの地方債補正から説明いたします。過疎対策事業債では、既定額を2,230万円増額し、1億1,870万円とするもので、内容は医師住宅整備事業で730万円、雪寒建設機械購入事業で1,500万円を新規に計上するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、事項別明細書6ページから、歳出のほうからご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に588万4,000円の減額補正で、内容は1節報酬で自治基本条例策定委員会報酬として11万5,000円を計上、そのほかは職員の異動に伴う2節給料から19節負担金補助及び交付金までそれぞれ減額をするものです。

4目財産管理費では、既定額に55万円を追加補正で、内容は15節工事請負費で観光協会が使用していた敏音知地区にある倉庫ですが、老朽化、それから景観上の関係で解体をすることに係る経費を計上したものでございます。

5目企画費では、既定額に940万円を計上するもので、内容は1節報酬で地域新エネルギービジョン策定委員報酬28万円、8節報償費で地域づくり研修会講師報償費で20万円、9節旅費180万3,000円、これは地域新エネルギービジョン策定事業による費用弁償、普通旅費及び地域づくり研修会講師に係るものでございます。11節需用費では、地域づくり研修会及び地域新エネルギービジョン策定事業に係る消耗品費を計上しています。12節役務費、13節委託料、14節使用料及び賃借料では、それぞれ地域新エネルギービジョン策定事業に係る経費を計上しております。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費では、既定額に44万1,000円を追加するもので、内容は13節委託料で制度改正による障害福祉システム改修委託料31万5,000円、保守委託料12万6,000円を計上するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目病院費では、既定額に710万1,000円を追加するもので、内容は19節負担金補助及び交付金で企業債利子64万1,000円を減額、24節投資及び出資金で企業債元金44万2,000円、医師住宅整備事業730万円を

追加計上するものです。

7目老人保健費で既定額に30万円を追加するもので、内容は8節報償費から14節使用料及び賃借料まで健康づくり推進地域支援事業に係る経費を計上するものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、ロータリー除雪車購入費3,538万1,000円を計上するものです。

9款消防費、1項消防費、1目消防費では、既定額に622万4,000円を追加するもので、主な内容は職員の異動に伴うものでございます。詳細につきましては、別紙内訳をご参照願いたいと思います。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費では、既定額に21万9,000円を追加するもので、主な内容は20節の扶助費、就学奨励費で人数の増によるものです。

3項中学校費、2目教育振興費では、既定額に14万1,000円を追加するもので、青少年研修交流事業において人員の増によるものです。

13款諸支出金、2項特別会計繰出金、1目特別会計繰出金では、既定額に4万円追加するもので、介護保険事業特別会計に追加するものです。

歳出合計、既定額に5,391万3,000円を増額し、30億1,463万5,000円とするものです。

次に、5ページの歳入をご説明いたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金では、既定額に1,960万9,000円追加するもので、内容はロータリー除雪車購入費に係る補助金を計上するものです。

15款道支出金、2項道補助金、1目民生費補助金では、既定額に31万5,000円を追加するもので、内容は障害福祉システム改修に係る補助金です。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、前年度繰越金198万9,000円を追加するものです。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入では、既定額に970万円補正するもので、内容は地域づくり研修会開催支援金90万円、地域新エネルギービジョン策定事業補助金850万円、健康づくり推進地域支援事業助成金30万円を計上するものです。

21款町債、1項町債は、既定額に2,230万円増額するもので、内容は地方債補正で説明しておりますので、省略させていただきます。

歳入合計、既定額に5,391万3,000円増額し、補正後の額を30億1,463万5,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 事前調査ちょっと行き渡らなくて、簡単な質問で申しわけないのだけれども、7ページの民生費なのですが、障害福祉システムの改修委託料、それから

障害福祉システム保守委託料と、こうあります。この障害福祉システム、多分障害程度区分認定のコンピューターの関係なのかなと思ったのですけれども、何でそれを今始まったばかりでやらなければならないのか、ちょっとそれ聞き忘れましたので、お願いいたします。

それと、もう一点、土木費なのですが、8ページです。ロータリー除雪車購入費の3,538万1,000円に対して、補助金の基準額が2,900万ほどなのです。この60万ぐらいの基準外の差はどんなところにあるのか。

その辺2点伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 障害システムの関係なのですが、これにつきましてはそれぞれ障害施設に係る支援費等の算定の業務を国保連合会に委託をしております、そのシステムの改修でございます。それで、今回改正する部分につきましては、低所得者の負担軽減と制度改正がございますので、それに係るシステム改修でございます。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 今回ロータリー除雪車を更新して購入するというところでございますが、まず補助対象になるものについては、このロータリー除雪車についてはロータリー専用車ではなくて、ロータリー装置のほかにマルチプラウだとか、バケットだとかも装着できるようなドーザーとしても使えるという車両でございまして、それで補助対象については本体と、ロータリー装置と、タイヤだとか、簡易着脱装置だとか、そういったものが補助対象になって、それが補助基準額の2,940万円ほどであります。そのほかに補助対象外として、ドーザーとして活用するためにマルチプラウ汎用ブレードといって、ドーザーに装着して除雪を行う装置だとか、そういったものを購入をする。それが約520万円ほどするというところでございます。それで、補助対象外で購入する部分でありますけれども、理由としては今回ロータリー除雪車を購入しますけれども、更新する車両というのは平成8年度に購入したロータリー除雪車でございまして、そのロータリー除雪車につきましてはドーザーとして今後保有をして使用していくと、そういうことでございますので、補助対象外で買う部分については今現在保有をしている平成8年度のロータリー除雪車、今後ドーザーとして活用するものに装着をして、除雪をしていくということで、補助対象外として購入するというところでございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 5目企画費の地域新エネルギービジョンについて伺いますけれども、策定委員報酬28万円がありますけれども、この策定委員はどのような方を何人くらい予定されていますか。

それと、新エネルギーとしてここの地域でどんなようなものを想定しておられるか。

それと、13番目の委託料ですけれども、555万円ほど、この委託料というのは事業調査とありますけれども、具体的にはどんなことをなさるのかお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） まず、1点目の策定委員会のメンバーについてですけれども、地元の経済団体、住民代表、さらに地域に関連するエネルギー事業者、北海道電力さんとか、あとは国の機関としての開発建設部、あるいは道の出先機関としての宗谷支庁の担当課というようなところを策定委員として想定をしております。

次に、想定される地域のエネルギーということでもありますけれども、これについては今の段階ではそれを何に使うという特定ではなくて、どういうエネルギーにどれだけの賦存量があるかということ进行调查するということでありまして、今回の調査対象といたしましては太陽光、太陽熱、風力、バイオマス、雪氷熱、温度差エネルギー、あとその他エネルギーとして小水力とか、地熱、それから燃料電池、それから天然ガスのコージェネレーションというようなことを一応調査対象としておりまして、これらがどういう賦存量があって、活用可能性があるかというようなことを調査しようということでもあります。

それと、委託料の関係でありますけれども、今申し上げたようなエネルギーの賦存量に関する調査というのが1つあります。新エネルギー導入の背景、目的など、それから本町における概要、エネルギー特性、それからあと先進的な新エネルギーの技術と導入例、さらに地域でどういう活用の可能性があるかという、新エネルギーがあった場合についてのそれを導入していく場合にはどういうふうな考え方をしているといいのか、それら、あと具体的な導入促進方策の検討、こういったようなことについての調査を行うというような内容でございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 7日老人保健費について伺いますけれども、生活習慣病予防チャレンジ講座、これは新しい制度のもとに行われる事業なのでしょうか。そして、老人保健費ということで計上されていますけれども、参加対象者は全町民なのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） この事業につきましては、北海道健康づくり財団の助成をいただきまして、生活習慣病の予防を推進していこうということで今年度事業実施するもので、対象者につきましては全町民を対象に事業を実施していく予定でございます。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 平成20年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（石神忠信君） 日程第3、議案第6号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第6号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、奥村保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 議案第6号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ439万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,919万7,000円とするものでございます。

5ページ、事項別明細、歳出からご説明申し上げます。1款総務費、1項1目一般管理費では96万6,000円を追加し、370万2,000円とするもので、内容といたしましては国民健康保険特別事業委託料として96万6,000円を計上するものでございます。これにつきましては、厚生労働省の政策研究機関であります国立社会保障・人口問題研究所において中頓別町の保健医療費等に関して調査研究をするということになりまして、その基礎データであるレセプト情報を国保連合会から提供してもらうための委託料でございます。

9款諸支出金、2項1目直営診療施設勘定繰出金につきましては、338万3,000円を計上するものでございます。これは、病院の医師住宅に係る国保直営診療の補助金分を病院に繰り出すための金額でございます。

歳出総額434万9,000円を追加し、2億8,919万7,000円とするものでございます。

続きまして、4ページ、歳入についてご説明申し上げます。2款国庫支出金、2項1目財政調整交付金では338万3,000円を追加し、2,453万4,000円とするもので、1節財政調整交付金338万3,000円、これにつきましては医師住宅建設のための直営施設整備分でございます。

8款諸収入、2項5目雑入では、特別事業データ貸し出し料として96万6,000円を計上するもので、これにつきましては歳出でご説明いたしましたレセプトデータの貸し出し料として予算計上するものでございます。

歳入合計434万9,000円を追加し、2億8,919万7,000円とするものでございます。

なお、申しわけございません。1ページの歳入の追加の金額が先ほど「439万4,000円」と。「434万9,000円」の誤りでございますので、申しわけございません。ご訂正お願いいたします。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（石神忠信君） 日程第4、議案第7号 平成20年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第7号 平成20年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算につきましては、奥村保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 議案第7号 平成20年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,013万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4,593万円とするものでございます。

5ページ、事項別明細、歳出からご説明いたします。1款総務費、1項1目一般管理費では3万円の追加で、7万円とするものでございます。13節委託料で共同電算処理業務委託料3万円を追加するものでございます。

3款諸支出金、1項1目償還金では1,010万9,000円を追加し、1,011万円とするものでございます。23節償還金利子及び割引料でございまして、平成19年度の医療費交付金の精算返還分、それから国庫及び道負担金等の精算償還分ということで1,

010万9,000円を計上するものでございます。

歳出合計1,013万9,000円を追加し、4,593万円とするものでございます。

歳入、1款支払基金交付金、1項2目審査支払手数料交付金で28万円を追加し、38万4,000円とするものでございます。これにつきましては、平成19年度の精算交付分として計上をするものでございます。

5款繰越金、1項1目繰越金につきましては985万9,000円を追加し、986万円とするもので、前年度繰越金を計上するものでございます。

歳入合計1,013万9,000円を追加し、4,593万円とするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 平成20年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（石神忠信君） 日程第5、議案第8号 平成20年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第8号 平成20年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、青木病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 議案第8号 平成20年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明をいたします。

1ページをごらんいただきたいと思います。第1条、総則、平成20年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出ですが、収入及び支出についてそれぞれ既決予定額から128万2,000円を減額して、4億7,996万5,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出ですが、収入について既決予定額に1,842万5,00

0円を追加して3,967万5,000円とし、支出については1,938万5,000円を追加して6,283万1,000円とするもので、収入が支出に対して不足する額2,315万6,000円は当年度分損益勘定留保資金で補てんするものです。

第4条、企業債、企業債の目的は医師住宅整備事業で、限度額730万、起債の方法は証書による借り入れで、利率は3%以内。償還の方法は、借り入れ先の融資条件、または借り入れ先との協定による。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものとします。

第5条、他会計からの補助金、一般会計補助金の既決予定額に710万1,000円を追加し、3,566万4,000円とするものです。

内容についてご説明いたします。6ページをごらんいただきたいと思います。収益的収入及び支出の支出ですが、1款病院事業費用、2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費で企業債利息128万2,000円を減額するもので、内容は平成19年度に新規で借り入れた起債の利率確定による償還額の変更によるものです。

事前にお配りしました説明資料をごらんいただきたいと思います。内容について若干ご説明をいたします。まず、借換債なのですけれども、当初予算時の利率が3%ということで予算を上げておりましたけれども、実績で1.55%ということになりましたので、その償還額が元金で88万5,148円の増額、利息額で126万1,554円の減額となったものです。

また次に、病院事業債、医療器械器具購入事業の関係ですけれども、これも当初予算時利息、利率3%を見込んでおりましたが、実績で1.45%になったことにより、その償還額が利息額で2万335円減額となったもので、それぞれの利息額の合計合わせまして128万1,889円ということで、128万2,000円を減額するものです。

続いて、収入についてご説明をいたします。5ページを見ていただきたいと思います。支出でご説明をしました費用の減額分128万2,000円について、1款病院事業収益、1項医業収益、2目外来収益で64万1,000円を減額し、2項医業外収益、2目他会計補助金で64万1,000円をそれぞれ減額するものです。

続いて、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。7ページをごらんいただきたいと思います。まず、支出ですが、1款資本的支出、1項企業債償還金、1目企業債償還金で、先ほど説明いたしました企業債償還利率の変更による償還元金が88万5,148円の追加であります。

続いて、2項建設改良費、1目固定資産購入費ですが、医師住宅に係る建設工事費、附帯工事費、車庫、外構も含めて、それと設計委託費の合計1,850万円を追加するものです。

資本的支出合計、既定予定額4,344万6,000円に1,938万5,000円を追加して、6,283万1,000円とするものです。

続いて、収入ですが、1款資本的収入、1項出資金、1目一般会計出資金で起債償還額

変更に係る元金88万5,000円に係る2分の1の44万2,000円を追加し、医師住宅整備事業に係る過疎債730万円を新規計上するものです。

2目他会計出資金については、医師住宅整備事業に係る直営診療施設整備補助金338万3,000円を計上するものです。

2項企業債、1目企業債については、医師住宅整備事業病院事業債730万円を追加するものです。

資本的収入合計、既定額2,125万円に1,842万5,000円を追加して、3,967万5,000円とするものです。

ここで医師住宅の整備の考え方についてご説明をしたいと思います。先ほどお配りしました2ページ目に医師住宅整備の考え方ということで整理をしておりますので、説明をさせていただきます。現状についてですけれども、医師住宅は棟数2棟ございます。建設年度は、昭和57年ということであります。構造については、木造ヘーベル2階建ての139.6平米ということで、現状は建築後約26年を経過して、全体的に外構も中も老朽化が進み、家全体が非常に寒い状態にあるということです。2年ほど前からテントウムシですとか、カメムシ、ワラジムシ等の発生が著しいという状況にあります。それと、ことしの冬ですけれども、非常に寒かったということもあって、水道の凍結が何度か頻繁にあったというようなこと、それとお風呂、トイレ、玄関続きにあるわけですけれども、非常に寒い状態にあります。そんなことから、今まで医師のほうからも住環境の改善について強く要望をされていたところであります。

整備方針ですが、安定的な医師確保の観点から、良好な居住環境の提供ということは最重要課題の一つでありまして、医師住宅2戸を何とか2年間で1棟ずつ整備をしていきたいという考え方に立っています。

建設規模の考え方ですけれども、国の補助基準面積が82平米ということもあって、何とかこの82平米以内で建てていきたいということでもあります。

事業費については、建築費、車庫等の設置、それから設計費を含めて1,850万という考え方をしていきます。充当財源については国保調整交付金ということで国の補助金338万3,000円ということで、基準面積82平米に対して基準単価が12万3,800円、その3分の1ということで338万3,000円が最大の数値であります。それから、病院事業債ですが、車庫を除く事業費1,800万から補助金を引いた2分の1ということで730万、過疎債についても730万、残り一般財源51万7,000円、これ以内で何とか整備をしていきたいという考え方です。

建設位置ですけれども、宿直医師の許可条件として病院と同一敷地内であること、いわゆる宅直のことなわけですけれども、そういうことからいって建設場所についていろいろ検討はしましたけれども、後ろに位置図がついておりますが、病院の裏手側になりますけれども、そこに何とか2戸を整備をしていきたいと。

既存住宅の活用する方法ですけれども、その現存の医師住宅があくわけですけれども、

取り壊すにはまた費用もかかります。そういうこともありまして、当面医療スタッフ確保の際の一時的な居住に活用していく。あるいは、ほかに病院としての職員住宅4戸ほどありますけれども、そういったものとの関連も整理をして、医療スタッフの居住ということについても検討していきたいというふうに考えています。当面取り壊しは、しないということ考えております。

昨年から道を通じて補助金の可能性について協議を重ねてきておりまして、本年度補助金についてそのめど、まだ確定ではありませんけれども、つきましたので、今回予算計上させていただきました。医師確保の大変厳しい中で待遇改善を図っていきたいということでもあります。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

町長にちょっとお伺いしますけれども、医師住宅のことにつきましては執行方針に載っていたらどうか。載ってはいなかった。

（「載っていない」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） そうですか。わかりました。

質疑ございませんか。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 医師確保の面から考えると、医師住宅を整備するというのは、26年経過しているという、相当傷んでいることは、私も中へ入ったこともあるので、わかります。それでただ、問題は建築補助基準面積が82平米というのだけれども、言うなれば狭いと思うのです。一般的に我々が建てる時には、今少なくとも30平米が当たり前の時代になってきているのです。そのときに82で抑えるという理由はわかりますけれども、では補助だからということで医師にそういった住環境を求めていいのかなと。ちなみに、今ある医師住宅、そんなものではないはずですよ。その辺をどういうふうにお考えなのでしょう。せつかく住環境をよくしようといいながら、例えば家族をそれなりの数を持っている先生がおいでになったときに狭いとか、そういった問題が出てこないのかどうか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さんにお伺いしますけれども、今「30平米」と言ったのだけれども……

○3番（東海林繁幸君） いや、30坪。

○議長（石神忠信君） 30坪の間違いでしょう。

○3番（東海林繁幸君） 済みません。30坪。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） ご意見のとおり非常に考え方によっては狭いというふうに。現状の建物が139.6平米ありますので、2階建てですけれども、広い。ただ、現状では使われていない部屋もありまして、また新しく来られた医師の方も1階部分だけ

を使用しているというような実態にはあります。ただ、この後医師がかわるといようなこともあったときにどうなるかということはありませんけれども、町としては非常に財源的にも厳しい中で新たな起債を大きくしないということも考えて、何とか82平米というところで考えております。医師には、町の苦しい財政事情についてもご説明をし、ご理解をいただいていることをまずご報告をしておきます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 財政的な状況でのことではわかりました。それで我慢してもらうというのは、我慢してもらうでいいと思います。やむを得ないでしょう。ただ、では単価のことを申し上げますと、一般的にそんなに小さい家今建てていませんよね。そんな大きな家だって、1,800万も2,000万もかけている家なんかそんなにないです、現実には。この辺がどうもやっぱり町内で建築する場合にネックになっている部分がある、これこの設計が知らぬけれども。だから、医師住宅ですから、それなりのやはり内容のものは必要だと思いますけれども、そんな80平米程度のもので1,800万という、その基準の出し方がちょっとわからないのですけれども、それ説明していただけますか。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 平米単価ですけれども、平米単価については中原参事のほうからちょっとご説明いただきたいと思いますが、設計委託で100万、それから車庫の設置費で50万ということで、残り1,700万以内で建築工事費を考えているというところであります。

その基準単価、建築単価について、中原参事のほうからちょっと補足をしていただきます。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 今事務長のほうから説明がありましたとおり、工事費については1,700万で予算を組まさせていただきます。それで、まだ設計をこれからするという段階で予算を組まさせていただきますということでありますので、これから設計を進めていく中で十分建物の内容を精査しながら、価格についても適正な価格とするよう進めてまいりたいというふうに思っておりますけれども、予算上の単価については平米当たり20万、坪に直すと66万ほどの予算ではあります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 設計のことについては、専門家にお任せであることはわかります。ただ、これだけ言っておきたいのは、非常に設計単価高いですよ、一般的に建てている民間住宅から比べると。いつも言われているのは、役所の住宅はレベルが低いと、設計単価よりもずっと低いと、民間住宅の安いやつよりも低いと、こうやって言われている。その現実が今までたくさんありましたね。だから、建築の担当者はその辺の住民の声を十分聞いて、それと住民に不審に思われないように、役所は高くしてお粗末な住宅を建てているなんて言われないように十分気をつけて事に当たって、医師によい住宅を提供するよう

に心がけていただきたい。これお願いします。

○議長（石神忠信君） 答弁要りますか。

○3番（東海林繁幸君） 要らぬ。要らない。

○議長（石神忠信君） 町長。

○3番（東海林繁幸君） 議長、要らぬと言っているのに。私は、もう要らないと言っている。

○町長（野呂智雄君） 今回の医師住宅につきましては、昨年の暮れからかなり病院の住宅の改修をしています。予算補正組ませていただいて、その都度その部分、部分を改修をして直してきたわけでありまして、しかしながらかなりやっぱり寒さがひどいと、こういうようなことで、3月に入りまして院長との、病院との懇談会の中で大きな改修をしてもらえないかと、こういうような話がありまして、かなりのお金かかるだろうと、こういうようなことで、それであれば新しく住宅を建てて、新しい住宅に入ってもらおうほうがいいのではないかと、こういうような話の中で今回予算を提案したところでありまして、執行方針等にもありません。そして、なおかつ総合開発委員会の総合開発計画にもありません。それで、総合開発委員さんのほうには、このものも含めて追加でいろんな事業等について4本ほどこういう事業等を加えさせていただきたいということでお話をし、了解をいただいて、本当に突然の補正でありますけれども、何とか皆さん方のご理解をいただければな、このように思っております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 今町長の住宅の必要性、それから当初見込みがなかったけれどもという、その内容については十分理解いたします。ただ、今東海林さんから質問が出たように、やっぱりちょっと高いなというのは、私でもえっと思うぐらいの単価だと思います。それで、いわゆるこれを建てるときに業者をどうするのか。それで、ある程度やっぱり競争させるといっても私は大変重要なことでないかなと。そのことによって単価をぐっと抑制することもできるので、極力地元業者というのは、何かにつけて言われることだけれども、他業者ということも視野に入れて、地元業者を使うのであれば、その上で地元業者ともう少し何かならないかという話をしていかないと、やっぱり地元のみということになると、殿様商法になりかねないので。おおむねこの予算というのも当然情報として入るわけで、そうすればこの予算というものをベースにやっぱり業者というのは考えると思うのだ。それは、だれが業者をやってもそうなると思う。だから、時には他町村の業者も巻き込んだ中で地元の業者をどう生かしていくかというような検討をして、極力民間レベルの単価でなければ、これはやっぱり町民としてもえっということになるので、それでできた建物がお粗末でしたなんていったら、とんでもない恥の上塗りみたいなことになるので、そういうような手法をとって対応していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 先ほども申しましたように、まだこれから設計をする段階で工事費の予算を組まさせていただいたということであります。それで、確かに坪単価66万ということで先ほど説明をいたしましたけれども、通常の民間の住宅であるならばもう少し安いのかなという気はしております。民間の業者にもこのごろの住宅の価格についてもどの程度かということも聞いたことがございますけれども、2階建ての住宅で、そのグレードにもよりますけれども、大体坪50万円後半から60万半ばぐらいというようなことでも言うておりました。それは全道的に見れば、それはまちまちでしょうけれども、一部の業者ではそういったことも言うておりました。それと、もう一点は今日的に燃料費も高騰し続けておりますし、手続についても日々上がっている状況の中で、資材費についても日々上がってきているというのもまた現状でございます。そういった現状はありつつも、先ほども言いましたけれども、設計を進める中で適正な価格で執行できるように検討してまいりたいというふうに思います。

それとあと、入札の関係でありますけれども、他町村の業者を入れれば競争が出てくるということの質問であったかと思っておりますけれども、あくまで競争入札で町としては執行しますから、そこで競争は出てくる。もう一つは、地元企業の育成という問題もございませうので、そういった観点から基本的には進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 端的に申し上げて、では自分たちが家建てる時その単価で建てるかということをもまず前提に置いて考えていただきたい。今もお話あったけれども、これからですから、この単価で決定しているということでないことは私も十分わかります。ただ、業者に聞いたら、50万から50万後半、そうしたらもうこの金額でしょうという話になってしまうので、そうしたら自分が家建てる時その単価で建てるかということをもまず前提に置いてくれば、これは高いという話には私はなるのが普通でないかなというふうに思うのだ。要は、物が上がっているからどうだとかというのは、それは今の市場を見れば物が原油に伴って上がるのは私も十分わかるけれども、だからいいのだという発想でやってほしくないというだけです。そういうことを念頭に置いて、やっぱり地元業者を育成することも大事だけれども、地元業者を育成するのと地元業者の面倒を見るのとは私はわけが違うと思う。やっぱり育成するということは、それなりに努力してもらおうということも大事だと思うのだ。だから、さっきも言ったけれども、言葉として適切かどうかはあれですけれども、やっぱり殿様商法にならないように育成してもらわないと困ると私は思いますので、その点十分配慮して、やる業者を決めるなり、設計の段階でしっかりそこら辺を見きわめて判断していただきたい。来年もあることですので、建てること自体には十分私も理解しますので、そういう対応をして、やっぱり決定していただきたいというふうに思いますので、もう一度そこら辺の対応についてお伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 先ほど中原参事が申し上げましたとおり、これから設計をいたし

ます。設計の出た数字等も私も見させていただいて、それがどうなのかと。そういう中でその設計のでき上がった、出てきた金額についてもう少し下げる部分がないのかどうかと。また、ある程度の、医師住宅でありますから、お金かける部分はお金かける、または我慢できるものは我慢してもらおうという、そういう基本的な考えを持って、まず設計金額に対して妥当なのかどうかと、一般的に言われているように高くないのかどうかということも踏まえて、その額に対して調査をして、判断をしてみたい。ということで柳澤議員さん、または東海林議員さんの意見等も踏まえて対応してみたいと、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 今町長からお話がありましたので、大丈夫だと思うのですが、20年度、21年度に各1棟ずつ整備をするという整備方針になっておりますので、また来年度も同じことが言えると思いますので、そのあたりはぜひ対応よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、建築後のことですが、公営住宅なんかも含めてよく町民の皆さんから聞かれるのは、建てて間もない住宅であるのに、ちょっとしたところの不備といいますか、ふぐあいがあるということです。検定はどんなふうになっているのだろうかということをよくおっしゃられるのですが、建てた後の検定ですか、それはどのように行われるのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 公営住宅等で建てて間もないのにふぐあいがあるという町民からのお話もあるということでございますけれども、全くないとは言いきれないと思ひますけれども、そういったことがないように検定の前に事前にも検査もしまして、それを踏まえてまた検定委員が検定をして、そういったふぐあいがないような形でないかどうかを調べて、これで問題ないということで引き渡しを受けるということでございます。そういうのが検定のあり方ということでございます。

○議長（石神忠信君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 平成20年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、議案第9号 平成20年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第9号 平成20年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、竹内保健福祉課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 議案第9号 平成20年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,481万9,000円とするものでございます。

それでは、6ページをお開きください。歳出、事項別明細からご説明いたします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、5目居宅介護住宅改修費につきましては20万円の追加補正し、44万円とするものでございます。内容としましては、負担金補助及び交付金で居宅介護住宅改修費で20万円を追加するもので、当初予算を措置しておりましたけれども、現在3件の改修計画が出されてきております。それで、合計で44万円の補助計画となっておりますので、不足分の20万円を今回追加するものでございます。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費につきましては12万1,000円を追加補正し、115万4,000円とするものでございます。内容としましては、13節の委託料で療法士等委託料で8万7,000円の減額、19節の負担金補助及び交付金で特定高齢者把握事業負担金で20万8,000円の新規計上でございます。

既定額に32万1,000円を追加し、歳出の合計を1億8,481万9,000円とするものでございます。

それでは、4ページをお開きください。歳入についてご説明をいたします。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では、7万2,000円を追加補正するものでございます。

2款支払基金交付金、1項支払基金交付金では9万9,000円を追加補正し、5,559万9,000円とするもので、1目介護給付費交付金では6万2,000円の追加補正し、5,447万5,000円とするものでございます。これにつきましては、保険給付費に対するルール分で計上させていただいております。

2目地域支援事業支援交付金では3万7,000円を追加補正し、112万4,000円とするものでございます。これは、地域支援事業費に対するルール分でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金では4万円の追加補正し、2,952万6,000円とするものでございます。

2 項国庫補助金、2 目地域支援事業交付金、介護予防事業では3万円の追加補正し、90万7,000円とするもので、これに対しましてもルール分でございます。

4 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金では2万5,000円を追加補正し、2,758万5,000円とするものでございます。

2 項道補助金、1 目地域支援事業交付金、介護予防事業では1万5,000円を追加補正し、45万3,000円とするもので、これに対しましてもルール分を計上させていただいております。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金では4万円の追加補正し、2,674万6,000円とするもので、1 目介護給付費繰入金では2万5,000円の追加補正で、2,196万6,000円とするもので、2 目地域支援事業繰入金、介護予防事業では1万5,000円の追加補正し、45万3,000円とするもので、これらに対しても歳出のルール分を計上させていただいております。

歳入の合計、既定額に32万1,000円を追加補正し、1億8,481万9,000円とするもので、歳入歳出のバランスをとらせていただいております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 平成20年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第7、発議第1号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 発議第1号。

平成20年6月20日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、本多夕紀江。賛成者、同じく、村山義明。

医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書（案）

第166回通常国会において、「一、医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること。二、看護職員の配置基準を「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は患者4人に対して1人以上」とするなど、抜本的に改善すること。三、夜勤日数を月8日以内に規制するなど『看護職員確保法』等を改正すること。」の請願が採択されました。

いま医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化しています。看護師は仕事に追い回されて疲れ果て、「十分な看護が提供できている」と考えているのは看護師の1割にも届かず、4分の3が「辞めたい」と思っているほどです。医師の勤務実態も深刻で、日本医労連のアンケート調査では、8割以上の勤務医が月3回は32時間連続勤務を行い、3割を超える医師が「過労死ラインの月80時間以上」の時間外労働を強いられ、女性医師の6割以上が妊娠時の異常を経験し、5割以上の医師が職場を辞めたいと考えていることも明らかになりました。

北海道では、医師・看護師の確保が困難なため、診療科の縮小や病棟を閉鎖する病院が後を絶ちません。また「医師、看護師の確保がむずかしい」ことを理由に病院自体を閉院してしまうケースも生まれています。道内の地域医療が崩壊してしまうことさえ危惧されます。

こうした危機的な状況を打開することは国民の切実で緊急な願いとなっています。

よって政府におかれましては、医療現場での大幅増員を保障する医師・看護職員等の確保対策を抜本的に強化されるよう要望します。

記

1. 国会で採択された請願内容に基づき、看護師等を大幅に増員するため、月8日以内に夜勤を規制するなど「看護職員確保法」を改正してください
2. 医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善をはかるため、医師確保に向けた法律を制定してください
3. 社会保障費の削減をやめ、医師・看護師等の大幅増員に必要な財政措置を講ずること以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月20日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、発議第2号 郵政民営化見直しを求める意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

西原さん。

○1番（西原央騎君） 平成20年6月19日、ここ訂正です。20日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、西原央騎。賛成者、中頓別町議会議員、藤田首健。

郵政民営化見直しを求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

郵政民営化見直しを求める意見書（案）

136年にわたって国営の公共事業として、国民生活に不可欠なサービスを提供してきた郵政三事業は、2007年10月1日に民営・分社化されました。

しかし、「構造改革の本丸」とされた郵政民営化法は、「郵便・金融のユニバーサルサービスと郵便局ネットワークの維持」をめぐる一度は廃案になったもので、政府は2005年の郵政国会で「民営化でサービスは向上する」「地方の郵便局は守る」「郵便ネットワークは維持する」と答弁し国民に約束、そのための努力を付帯決議にもりこまざるをえませんでした。

ところが、民営化後の地方紙には、「郵政国会ではサービス低下はないと何度も約束したはずなのに、近くのポストが突然撤去された。集配も4回から1回に減らし、集配局を無集配局化したり手数料を上げたことについて、どう説明するのか」との声が掲載されるなど、政府の「サービスの維持」の約束は守られていません。

利用者の声が指摘するように、民営化に向けた効率化で全国1048の集配郵便局の再編・統合が強行され、10月1日現在のATMの撤去が678台、簡易郵便局の閉鎖は417局にのぼり、ゆうちょ銀行サービスの郵便小為替が10倍の手数料になるなど軒並み引き上げられ、取集回数の削減や取集ポストの撤去が実施され「地方切り捨て」がいつそうすすみました。

道内では、2006年春に446局あった郵便集配局のうち141局で、昨年秋の民営

化までに集配業務が廃止され、窓口業務だけを行う郵便局になりましたが、計画では更に91局の集配業務廃止が言われており、地域の不安は高まるばかりです。

与党は郵政解散による総選挙では、民営化すれば「村に若者が帰って来る」「村が活性化する」と全国で大宣伝を行いました。が、現実に進んでいるのはいっそうの地域格差です。

郵政民営化法は三年ごとの見直しを義務付けていますが、民営化の現実「郵便・金融のユニバーサルサービスと郵便局のネットワーク」の分断を推進しています。三年ごとの見直しを待つまでもなく、直ちに見直しをはかることが政府の国民に対する責任です。

以下の事項について早期実施を求め、意見書を提出します。

記

1. 法律に金融のユニバーサルサービスの提供義務を明記し、郵便貯金をどこでも安心して利用できるようにすること。
2. 日本郵政株式会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険各社の株式について国が保持し続けられるよう株式売却を凍結すること。
3. 郵政民営化実施を前後した郵便と郵便局サービスの実態を検証し、民営化を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣。

以上です。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第2号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 郵政民営化見直しを求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号

○議長（石神忠信君） 日程第9、発議第3号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 発議第3号を提案いたします。

平成20年6月20日、中頓別町議会議員、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、東海林繁幸。賛成者、同じく、村山義明。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

国による公的森林整備の推進と

国有林野事業の健全化を求める意見書（案）

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取組が極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、旧（独）緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画（19年12月）」に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業等は（独）森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところである。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、更には、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与出来るよう、下記事項の実現を強く要請する。

記

- 1 森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出
 - 2 緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、更には木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興
 - 3 水源林造成事業を計画的に推進するための組織体制の確保
 - 4 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日、北海道中頓別町議会議員、石神忠信。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、林野庁長官。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第10、発議第4号 実情に見合ったへき地指定基準の見直し・改善を求める意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 発議第4号。

平成20年6月20日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、本多夕紀江。賛成者、同じく、村山義明。

実情に見合ったへき地指定基準の見直し・改善を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

実情に見合ったへき地指定基準の見直し・改善を求める意見書（案）

国のへき地指定基準の改定が、今年度実施の予定で「へき地学校現状調査」が行われました。へき地指定基準改定に関わっては、平成18年宗谷管内すべての市町村で「へき地指定基準の見直し・改善を求める」意見書が採択され、関係機関に届けられているところです。中頓別町に於いては、平成18年9月議会（第3回中頓別町議会定例会）において意見書が議決され、関係機関に届けられています。

しかし、今回実施されました「へき地学校現状調査」からは、先の意見書の要望事項が新基準にどのように反映されるかが必ずしも明確ではなく、逆に現行級地すらダウンにつながるのでは、と不安が広がっています。

言うまでもなく、へき地教育振興法は、「教育の機会均等の趣旨に基づき、へき地における教育の特殊事情にかんがみ、・・・へき地における教育の水準の維持向上を図る・・・」を目的に、義務教育費国庫負担制度に基づく国の財源補助システムを定めた法律であり、地方自治体や児童生徒を通わず保護者への直接補助制度でもあります。

具体的には、学校給食への補助、児童生徒への遠距離通学費に対する補助、児童生徒の保健管理費に対する補助、高度へき地（3級以上）の修学旅行に対する補助、学校建築費補助、へき地に勤務する教職員の医療交通費補助、研修促進補助制度などの補助基準が詳しく定められています。

へき地における文化的・社会的諸条件が年を経る中で一定の変化が見られることは確かです。しかし、都市部と地方の格差は拡大しつつあるのが現状です。

広大な地域を有する北海道で、地方の過疎化はいつそう進行し、子ども達の教育に直接関わる文化施設や、高校・大学などの教育機関、教職員の研修施設など多くが札幌市に集中し、遠く離れた宗谷や、更に海を隔てた離島との教育環境、文化的・社会的諸条件の格差は深刻です。しかし、現行のへき地指定基準は、こうした北海道の広域性をも背景にした格差の現状を正確に反映するものとはなっていません。

したがって、へき地教育振興法の趣旨に基づき、中頓別町及び宗谷地域の教育振興の立場から、下記の事項を強く要望いたします。

記

1. 今期のへき地指定基準の見直しにあたっては、本道の実情に即し、教育の機会均等・水準の確保・無償制の観点から、教育格差の是正に役立つ実態調査とへき地指定基準の項目を設定していただきたい。
2. 利尻・礼文の離島は、地理的条件からそのへき地性の改善は困難であり、無条件で5級地としていただきたい。
3. へき地級地の基準点の算定にあたり、中心都市との距離区分と配点は、北海道の広域性を踏まえ、へき地性が正しく反映されるよう、上限を設定せず、距離に比例した点数配分としていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月20日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、文部科学大臣、北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道人事委員会委員長。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第4号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 実情に見合ったべき地指定基準の見直し・改善を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第11、発議第5号 後期高齢者医療制度の抜本の見直しを求める意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 発議第5号。

平成20年6月20日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、東海林繁幸。賛成者、同じく、藤田首健。

後期高齢者医療制度の抜本の見直しを求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

本件につきましては、制度上大綱については既に私ども議会として広域連合組合議員を選出した経過もあり、大綱については認めていたところではありますが、現実的な運用に問題が提起されておりますので、当意見書の案を提出したいと考えたところであります。

朗読させていただきます。

後期高齢者医療制度の抜本の見直しを求める意見書（案）

平成18年6月に成立した健康保険法の一部を改正する法律により、75歳以上の高齢者などを対象とした「後期高齢者医療制度」が、本年4月1日から導入された。

この制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満で一定の障害のある人を対象とする独立した医療制度であるが、高齢者に新たな負担と差別医療が生じることや、低所得者への配慮に欠けること、かかりつけ医制の機能不全など、導入当初から多くの問題点が指摘されている。

また、特定健康診査・特定保健指導と連動させ、保険者である広域連合に成果主義と競争原理を求めているほか、市町村においては、保険基盤安定制度への新たな公費支出、制度導入に伴う電算処理システムの改修費用など、財政負担の増大が懸念されている。

導入から約2カ月の間に周知不足や準備の遅れなどにより、保険証の未到達や保険料の算定・徴収ミス、年金からの保険料天引きをめぐるトラブルも相次いでおり、わが国の保険医療制度全体の信頼失墜につながりかねない事態となっている。

この制度は、今後増大する高齢者の医療費の動向を踏まえ、将来にわたり国民皆保険を堅持し、医療制度の持続的かつ安定的な運営を図るため創設されたものと一定の理解はできるが、生活基盤の弱い高齢者と高齢化が著しい市町村の実態に十分に配慮し、いつでも、誰でも、どこでも平等に医療が受けられる持続可能な医療制度となるよう抜本的な見直しが必要である。

よって、政府においては、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 低所得者に対しては、保険料及び窓口負担の減免を行なうなど、高齢者個々の実態に配慮し、その財源は特別調整交付金など国において措置すること。
2. 広域連合に対する財政支援を積極的に行なうとともに、市町村において、すでに多額の財政負担が生じている電算処理システムの構築・改修に関し、万全の財政措置を講じること。
3. 終末期相談支援料をはじめとした診療報酬の見直しにあたっては、高齢者やその家族を含めて幅広く意見を聞き、後期高齢者にふさわしい報酬体系とすること。
4. 国の医療予算を増やして、高齢者のみならず全国民が安心して医療を受けられる制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。
以上でございます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号 後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（石神忠信君） 日程第12、閉会中の継続調査の件を議題とします。

いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長からお手元に配りました申し出のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。本件について各委員長申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査することに決定しました。

◎教育長のあり方等に関する調査を依頼する件

○議長（石神忠信君） 日程第13、教育長のあり方等に関する調査を依頼する件を議題とします。

お諮りします。教育長のあり方等に関する調査を依頼する件に関しまして、お手元にお配りしたとおり調査を依頼したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、教育長のあり方等に関する調査を依頼する件についてお手元に配りましたとおり依頼することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第2回中頓別町議会定例会を閉会いたします。

（午後 0時05分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員